

# 補助金交付に関する指針

---

令和4年10月31日

(令和6年4月12日一部改正)

財政部 財政課

## 目次

---

1	はじめに（経緯、指針策定の目的）	・・・	1
2	補助金等とは（定義）	・・・	1
3	補助金等の分類	・・・	1
4	交付の原則、見直しの方向性	・・・	2
	（別表）補助対象として認めない経費	・・・	4

## 参考資料

---

【参考1】	補助金交付見直し チェック	・・・	5
【参考2】	補助金評価の視点	・・・	6

## 1 はじめに（経緯、指針策定の目的）

補助金は、政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たしているが、一旦創設されると、効果等を十分に検証せず、交付が長期化・固定化しやすい側面がある。

そのため、市の補助金に対する考え方を明確に示した補助金交付に関する指針を策定することにより、効果が発揮できる交付制度の確立、補助金の公平性・透明性の確保及び市民への説明責任を果たし、補助金の適正執行を図ることを目的とする。

## 2 補助金等とは（定義）

補助金は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠として、市が公益上の必要性を認めた場合に「富士市補助金等交付規則」によるほか、要綱・要領を必ず個別に定めた上で、対価なくして支出するものである。

また、市の歳出予算科目18節「負担金、補助及び交付金」は、次のとおり整理されている。

- (1) 負担金・・・法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの
- (2) 補助金・・・特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの
- (3) 交付金・・・法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

## 3 補助金等の分類

分類	説明
義務的・制度的補助金	・国、県等の制度（法令等）に基づき補助するもの ・他の市町村との協議により補助するもの
政策的補助金	
事業費補助金	特定の事業（イベント・大会支援、施設整備支援、行政補完等）に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進奨励するために補助するもの
団体運営費補助金	・公益性のある事業を行う団体の支援や自立を促す目的で、運営費に対して一定期間補助するもの ・団体等が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的な経費に対して補助するもの
償還補助金	・団体等が実施する事業の借入金元利償還金に対して補助するもの ・利子や信用保証料等の一部又は全部を補助することで、事業目的を達成しようとするもの
市民活動支援補助金	公益的な社会事業や市の行政活動を補完・代行する事業を実施する市民活動団体に対して補助するもの
交付金	法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

☞本指針の適用範囲は、事業費補助金、団体運営費補助金、交付金とする。

（市民活動支援補助金は、市民協働事業等審査専門部会により評価しているので適用外。）

## 4 交付の原則、見直しの方向性

### 1. 団体運営費補助金の原則廃止、事業費補助金への移行

- ▶補助金は、各種の団体等が自主的に公益的事業を行うことに対する行政からの支援であり、団体等の組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援として、自立できるまでの一定期間について補助すべきものであるが、長期化し既得権益化しやすい側面がある。
- ▶会費等がある場合、補助金の充当事業、対象経費が不明瞭になり、透明性に欠ける。
- ▶多額の繰越金が発生している場合に、補助金の妥当性が問われる。

☞新規の団体運営費補助金は認めない。既存の団体運営費補助金は、必要性等を再検証し、原則事業費補助金へ移行するものとする。

### 2. 補助対象経費の明確化

- ▶補助金は公金である以上、補助対象経費の範囲を明確にし、その用途についても市民の理解を得られるものでなくてはならない。そのため、補助対象経費に対する市の考え方を示し、補助金使用の透明性を確保する必要がある。

☞政策的補助金（市の施策を推進するために独自に交付する補助金）において、その目的・性質が異なっているため、個別の補助要綱等において、対象経費を明確に定める必要がある。

☞補助対象経費は、事業全体を捉えた漠然としたものではなく、補助対象を具体的に定め、対象外経費も明確にしたものとする。

☞（別表）補助対象として認めない経費を参考とすること。

主な補助対象外経費…慶弔費

交際費（団体を代表し、外部団体等との交渉に要する経費）

飲食費（酒席を伴う飲食費や懇親会の経費）

積立金（団体の資産形成につながる積立金）

寄附金

### 3. 補助率、補助上限額の設定

- ▶補助率、上限額が設定されていないため、補助金の充当が不明確となっている。

☞補助金は、各種の団体等が自主的に公益的事業を行うことに対する行政からの支援であり、市と団体等の役割分担の観点から、補助率は、原則として対象経費の2分の1以内とする。

☞自主財源に乏しく、運営基盤が脆弱な団体等については、補助金交付の目的を明確にし、委託への転換を含め検証し、かつ、補助対象経費を明確にした上で、例外を認める。

### 4. 補助金交付終了の判断基準の設定

- ▶補助金の実効性を高めることや、長期化に伴う既得権益化を抑制する必要がある。

☞原則として3年の終期を設定し、評価・検証を行う。

☞終期を定めることが、その性格上なじまないものは例外とするが、その場合は、成果目標を設定し、達成したら終了する。

## 5. 補助金交付団体の財政状況の把握

- ▶会費等がある場合、補助金等の充当事業が不明確になる。また、繰越金の増加要因が不明となる。
- ▶団体によっては、多額の繰越金を有し、補助の必要性が問われる。

- ☞予算要求時及び交付申請時に収支予算書（第1号様式）を提出することで補助金を充当する経費を明らかにすることとする。
- ☞実績報告においては、交付申請時と比較が出来るように、補助金を充当している経費を明記した決算書（第3号様式）を提出すること。
- ☞複数年にわたって多額の繰越金がある場合には、補助金の交付及び補助金を減額することを含め、その金額の妥当性について検討を行うこととする。

## 6. 少額の補助金の見直し

- ▶少額の補助金で事業目的が達成されるのか、補助の有効性が問われる。

- ☞10万円以下の少額な補助金については、その効果を十分に検証し、原則廃止するものとする。

## 7. 補助金における再補助<sup>\*</sup>の原則廃止

- ▶補助金等を交付団体からその下部組織等へ再補助している場合、補助の対象や基準が不透明になるため、事業実施状況が把握しにくくなる。

- ☞既存補助金において、必要性、事務の簡略化等、合理的な理由がある場合に限り、再補助を認める。
- ☞再補助を実施する場合、要綱、要領等で補助対象経費を明確にするものとする。
- ☞下部組織等へ再補助をしている交付団体は、当該団体における再補助の要領、内規等を整備し、下部組織等からの事業実績、財務状況等の報告を明記することとする。

<sup>\*</sup>再補助…補助交付団体が、当該補助金等を原資として、下部組織等に補助金等を交付すること

(別表) 補助対象として認めない経費

経費	説明
人件費	団体運営に係る人件費 ただし、補助対象事業に直接必要な人件費は除く
慶弔費	
交際費	団体を代表し、団体利益のため外部団体等との交渉に要する経費
飲食費	酒席を伴う飲食費や懇親会の経費
視察研修費 宿泊研修費	補助事業とは直接関係のない慰労的視察旅費
租税公課	
補助金（助成費）	別の団体等への補助金、助成金や物品などの援助
大会賞品費	大会、行事等の賞品、記念品の購入に係る経費
貸付金	
出資金	
積立金	団体の資産形成につながる積立金
寄附金	
備品購入費	事業達成のために必要不可欠と認められる経費のみ認める
上記以外の経費	補助事業の実施とは直接関係のない団体運営に係る一般管理費的な経費、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

## 【参考1】補助金交付見直し チェック

<b>1 団体運営費補助金の原則廃止、事業費補助金への移行</b> ・補助金の目的が団体の運営費に対するものである ・補助金の目的が特定の事業に対するものではない	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 新規の団体運営費補助金は認めません。</li><li>▶ 既存の団体運営費補助金は、必要性等を再検証し、原則事業費補助金へ移行しましょう。</li><li>▶ やむを得ず団体運営費補助金とする場合は、補助対象事業・経費を明確にし、多額の繰越金・積立金が発生していないか注意しましょう。</li></ul>
<b>2 補助対象経費の明確化</b> ・補助対象とする経費は事業全体を捉えた漠然としたものである ・要綱、要領等に補助対象とする経費を具体的に明記していない	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 補助要綱、要領等で補助対象経費を明確に定めましょう。</li><li>▶ 補助対象とする経費は具体的に明記しましょう。</li><li>▶ (別表)補助対象として認めない経費を確認しましょう。</li></ul>
<b>3 補助率、補助上限額の設定</b> 補助率、上限額が設定されていない	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 補助率は原則、対象経費の2分の1以内とします。</li><li>▶ 運営基盤が脆弱な団体等については、補助対象経費を明確にした上で、例外を認めます。</li></ul>
<b>4 補助金交付終了の判断基準の設定</b> 補助金の終期、成果目標が設定されていない	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 原則、3年を限度に終期を設定するものとします。</li><li>▶ 終期を定めることが、その性格上なじまないものは例外としますが、その場合は、成果目標を設定し、達成したら終了とします。</li></ul>
<b>5 補助金交付団体の財政状況の把握</b> ・団体に会費等の収入がある ・多額の繰越金が発生している	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 会費等の自主財源がある場合、補助金と自主財源で充当する事業・経費を明確にしましょう。</li><li>▶ 多額の繰越金を有している団体については、補助金の減額を含め、金額の妥当性を検討しましょう。</li></ul>
<b>6 少額の補助金の見直し</b> 補助金額が10万円以下である	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 原則廃止とします。</li><li>▶ 行政目的を果たしているかを検証しましょう。</li></ul>
<b>7 補助金における再補助の原則廃止</b> 交付団体から下部組織等に再補助をしている	はい	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 既存補助金で合理的な理由がある場合に限り、再補助を認めますが、要綱等で補助対象経費を明確にするものとします。</li><li>▶ 交付団体に再補助に関する内規等を整備させてください。また、必要に応じて下部組織等から財務状況等の報告を徴取しましょう。</li></ul>

## 【参考2】補助金評価の視点

補助金の財源は、その大半が市税であることから、補助事業の公益性、必要性、その効果等について、市民の十分な理解を得て、適正な交付を行うことが重要であり、以下に補助金評価の視点を示す。

### 1 公益性

---

- (1) 市民福祉の向上、地域の活性化に寄与している。
- (2) 特定の者への利益又は便宜等の供与ではなく、広く市民を対象としたものである。

### 2 必要性

---

- (1) 市の総合計画及び個別計画などの施策や行政目的の達成に貢献し、政策的課題の解決につながる。
- (2) 現在の社会経済情勢に合致し、市民ニーズに適合している。
- (3) 市と市民等の役割分担の中で、市が公金を支出し関与することが真に必要である。
- (4) 補助がないと事業の実施が困難である。

### 3 有効性

---

- (1) 事業の実施により、客観的かつ具体的な成果（費用対効果）が期待できる。又は過去の事業実施により一定の成果が見られ、今後も継続することで成果が向上する余地がある。
- (2) 事業の目的や具体的な成果指標、達成目標及び達成期限が明確に設定できている。
- (3) 類似目的を持つ補助金の整理統合など、代替事業が他に存在しない。
- (4) 委託や直接執行よりも、市が補助金を交付する方法での事業執行が適切である。

### 4 公平性

---

- (1) 同様の活動を行っている団体等で、補助要件に該当する団体等であれば、誰でも等しく補助を受ける機会が確保されている。又は特定の団体等に交付を行う場合は、合理的な理由がある。
- (2) 対象者すべてに補助金が交付されており、同種同規模の活動している団体間で、補助額の公平性が保たれている。

### 5 自主性

---

- (1) 適切な受益者負担や会費の徴収を含めた自主財源の確保などにより、効率的な運営や自立した運営に向けて努力している。